# II. 系統株の寄託

## 1. 寄託の条件

神戸大学海藻類系統株コレクション (KU-MACC) は、寄託株が以下の KU-MACC における培養保存条件をみたす場合、寄託を受け入れます。原則的にすべての寄託株は一定の期間をおいた後、公開・分譲されます。

- (1) 海藻の多様性や生態学的および生化学的研究,または環境指標などとして科学的に重要な価値を有する。
- (2) 種の同定がなされており、株の由来が明らかである。寄託株が多くの研究で使用されている場合などは、属名のみであっても寄託株として受け入れる場合がある。
  - (3) 寄託株は通常の条件で安定培養が可能であり、以下の条件をみたす。
- ・単藻化され、かつクローン株である。

#### 2. 寄託にあたっての同意事項

- (1) 寄託者は、寄託株を KU-MACC に無償で寄託することとします。この寄託においては、知的所有権の移転 はふくまれません。寄託を受けて、KU-MACC は、寄託された培養株の維持、保存、増殖を行い、また研究者に 対し提供することができます。
- (2) 寄託者は、寄託にあたって、寄託株の特性や品質に関する正確な情報 (特許等を含む)を添付することとします (寄託依頼書)。
- (3) KU-MACC に寄託するにあたり、寄託株は法律上あるいは契約上いかなる制限も受けていないものとし、 その由来は以下のいずれかに該当することとします。
- ・寄託株は、寄託者が分離・開発した培養株である。
- ・寄託株は、分離・開発者の許可を得て寄託される。
  - (4) KU-MACC は寄託者の定める以下の条件で利用を希望する者へ寄託株を提供することができます。
- ・論文発表まで寄託株を公開・分譲しない。
- ・その他

条件が付与されている場合でも、非公開は原則として寄託日から1年以内を目安とします。また、条件が付与されていない場合は、KU-MACCの承認後、ただちに公開株とします。

- (5) KU-MACC は、保存株の維持・保存・増殖段階でのやむを得ない事情による変質・滅失あるいは自然災害 その他の不可抗力による滅失・散逸などについて、神戸大学海藻類系統株コレクションに対し責任を問うことは できません。
- (6) KU-MACC は、保存株評価委員会等の意見等を踏まえ、維持方針の変更が生じた場合は事前に寄託者に連絡のうえ、委託者の維持・保存・提供の中止その他の処分をすることができます。

#### 3. 寄託方法

(1) [寄託依頼書兼同意書] に必要事項を記入し、以下の宛先に郵送してください。ファクスまたは PDF ファイルで送付いただく場合でも、署名捺印された [寄託依頼書兼同意書] の原本を後日かならず郵送してください。実際の系統株の取り引き時期などについては、スタッフにおたずねください。

### 宛先

〒 657-8501 神戸市灘区六甲台町 1-1 神戸大学自然科学系先端融合研究環 内海域環境教育研究センター内神戸大学海藻類系統株コレクション

Phone: 078-803-5781 / Fax 078-803-6698 Email: kumacc@kobe-u.ac.jp

- (2) [寄託依頼書兼同意書]の受け取り日から1ヶ月以内に寄託の可否が決定されます。
- (3) 寄託株の状態が[寄託依頼書兼同意書]の内容と異なる場合や上述した寄託条件をみたさない場合は寄託を お断りする場合があります。